

○倉敷市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

平成29年1月12日

規則第1号

改正 令和元年12月5日規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書に添付する書類)

第2条 共同省令第7条第2号に規定する書類は、各階詳細図及び所定の加齢対応構造等のチェックリストとする。

2 共同省令第7条第6号に規定する書類は、所定の各居住部分の規模及び定員等の内訳書とする。

(登録の通知)

第3条 法第7条第3項の規定による通知は、所定のサービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書により行うものとする。

(基準不適合の通知)

第4条 法第7条第4項の規定による通知は、所定のサービス付き高齢者向け住宅事業基準不適合通知書により行うものとする。

(登録拒否の通知)

第5条 法第8条第2項の規定による通知は、所定のサービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書により行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第6条 法第10条の規定により法第7条第2項のサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供する場所は、倉敷市建設局建築部住宅課とする。

2 登録簿の閲覧日は、倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）第1条第

1 項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 登録簿は、閲覧場所から持ち出してはならない。

4 市長は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録簿の管理のため特に必要があると認めるときは、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(1) 前項の規定に違反したとき。

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

(廃業等の届出)

第7条 法第12条第1項及び第2項の規定による届出は、所定のサービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書によるものとする。

2 前項の届出書には、廃業等の内容が確認できる書類を添付しなければならない。

(登録の抹消の申請)

第8条 法第13条第1項第1号の申請は、所定のサービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書によるものとする。

(報告)

第9条 市長は、登録事業者又は管理等受託者が登録事業を開始したときは、法第24条第1項の規定により、登録事業者又は管理等受託者に対し、登録事業を開始した日から30日以内に所定の登録事業開始報告書により市長にその旨を報告するよう求めることができる。

2 市長は、法第24条第1項の規定により、登録事業者又は管理等受託者に対し、登録事業の管理状況について、所定のサービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書により市長に報告するよう求めることができる。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、法第24条第1項の規定により、登録事業に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査をする職員の身分を示す証明書)

第10条 法第24条第3項の身分を示す証明書は、所定の身分証明書とする。

(登録の取消しの通知)

第11条 法第26条第3項の規定による通知は、所定のサービス付き高齢者向け住宅事業登

録取消通知書によるものとする。

(申請書及び届出書の提出部数)

第12条 法第6条第1項及び第13条第1項第1号の規定による申請書並びに法第9条第1項、第11条第3項、第12条第1項及び同条第2項の規定による届出書の提出部数は、正副各1部とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月5日規則第75号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。